

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

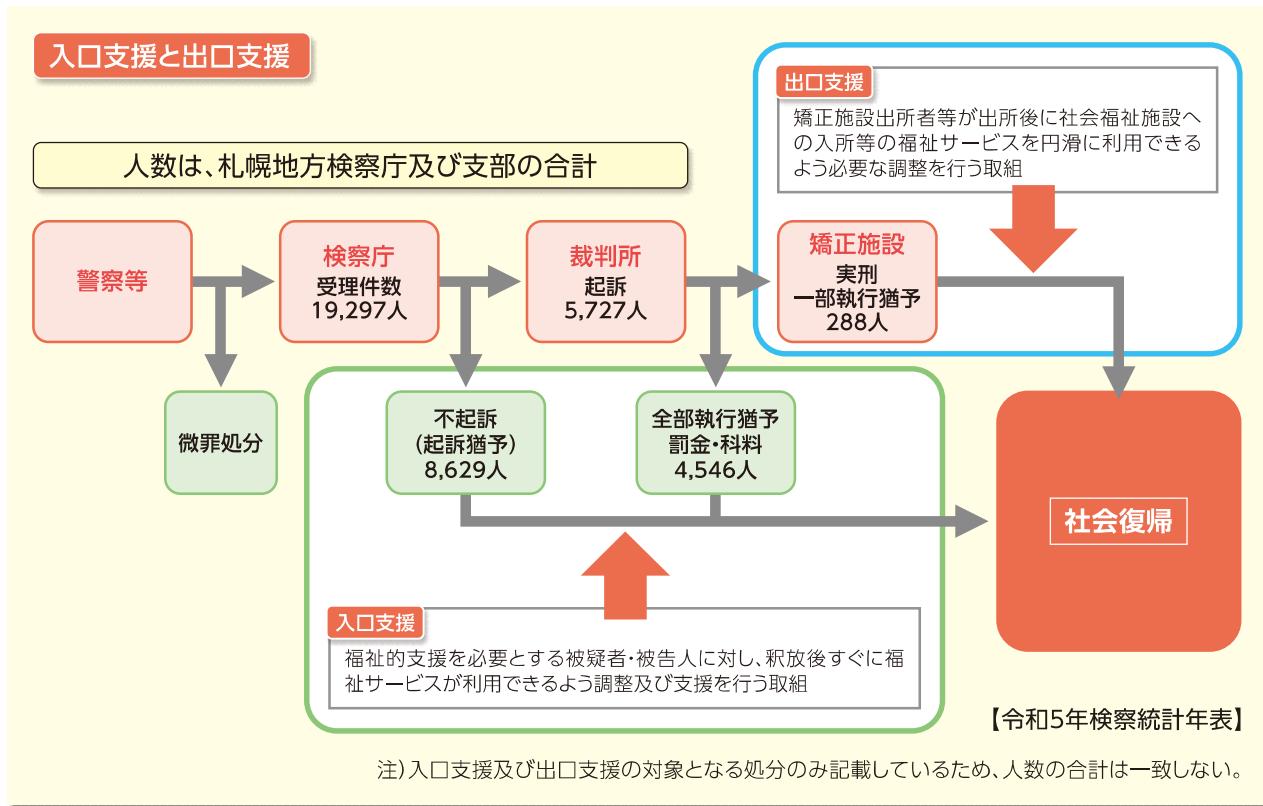
(1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への支援等

現状と課題を踏まえた対応方針

- ・ 全国で刑務所から出所した人のうち、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。
- ・ 国では、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ人がいることを踏まえ、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター^{※26}等の関係機関が必要な調整を行うなど、矯正施設在所中から出所後の支援につなげる出口支援を実施してきました。
- ・ また、犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結びつけることが重要な場合があることから、勾留中の被疑者の段階から、釈放後速やかに適切な福祉サービスを利用できるよう、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センターなどが連携して福祉サービスに橋渡しを行う入口支援を実施してきました。
- ・ 入口支援に関しては、刑事司法関係機関における社会復帰支援体制の充実も図っており、検察庁に社会復帰支援を担当する検察事務官、保護観察所に福祉的支援等を担当する保護観察官といった職員を配置し、福祉的支援が必要な人への専門的な支援を集中して行っています。
- ・ しかし、福祉的支援に向けた取組は、高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等、福祉的ニーズを抱える人をより的確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場合があることなどの課題があります。
- ・ こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

※26 地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度(2009年度)に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業(現在は、地域生活定着促進事業)」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。なお、北海道には、札幌市と釧路町の2か所に設置されている。

**札幌市の取組**

取組名／取組内容	担当課
17 地域包括支援センター、介護予防センターの総合相談<継続> 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。	保健福祉局 介護保険課 
18 障がい者相談支援事業<継続> 障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその家族等からのあらゆる相談に応じ、サービス調整や関係機関との連携、障がい福祉事業所及び医療機関情報の提供、地域づくり等のほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施します。	保健福祉局 障がい福祉課 
19 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供<継続> 福祉的支援を必要とする高齢又は障がいのある人に対して、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどの関係機関・団体と連携を図りながら、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行います。	保健福祉局 介護保険課 障がい福祉課

コラム

北海道地域生活定着支援札幌センターからの寄稿

各都道府県が設置する地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする罪を犯した人に対して、保護観察所や矯正施設、検察庁、弁護士等の刑事司法関係機関や地域の福祉関係機関と連携・協働しながら、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援や、地域生活への定着のための支援を行うことにより、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

北海道のセンターは、平成22年から事業を開始し、帰る先がない等の矯正施設退所者に対して、保護観察所からの依頼に基づき、退所後速やかに福祉サービス等につなげるコーディネート業務（出口支援）を主として行ってきましたが、令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、釈放後自立した生活が困難な人に対する被疑者等支援業務（入口支援）も開始しました。

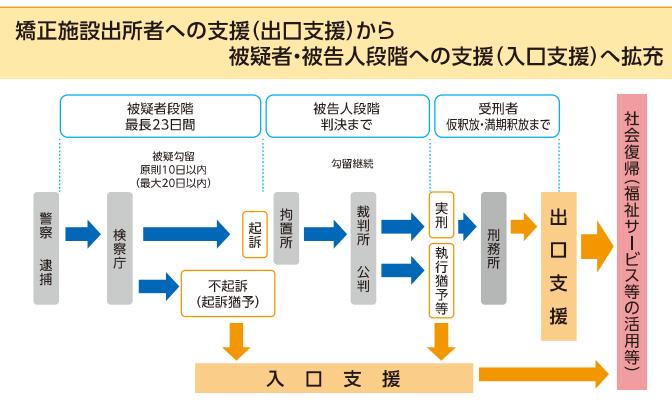
対象となる人の中には、親からの虐待、いじめ、貧困など不遇の中で育ってきている人も多く、学校・職場・社会の中でつまずきや失敗経験を重ねて、孤立している場合が多くあります。また、福祉サービスにつながったり支援者が関わっても再び犯罪をしてしまう人がいたり、すぐに適応できない人もいます。

社会復帰後の生活は、居心地の良い場所と活躍できる場所が大切であり、住まいのみならず日中（仕事・活動）の支援や、何よりその人を理解し、少しつまずいても伴走してくれる人（支援者）の存在が地域生活の定着には重要なになります。

そのような、「人とつながって生きていく」生活環境に身を置き続けるという時間が再犯防止につながります。

また、定着支援センターは、罪を犯した人が地域で立ち直るために支援に関する懇談会を、各地域の様々な関係機関とつながりを意識しながら積極的に取り組んでいます。

その他にも、全道の関係者を対象とした罪を犯した人たちの支援に関する研修会や、福祉関係者や関心のある団体等からの要望があれば、少人数であっても出向いて講演や意見交換をする出前講座などを実施しており、これらの啓発的な活動を通して、福祉関係者を始め地域の理解促進と支援者の拡充に努めています。



地区懇談会の様子



コラム

札幌地方検察庁からの寄稿

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

取組の内容

札幌地方検察庁の再犯防止の取組について

検察庁では、警察等から送られてきた事件について、検察官が捜査を行い、起訴・不起訴の判断をします。また、起訴した事件について、裁判所に法の正当な適用を求め、裁判の執行を指揮監督しています。

裁判の執行により刑務所で受刑する者がいる一方で、捜査の結果、犯罪の軽重等が考慮されて不起訴（起訴猶予）とされたり、また、裁判の結果、刑の執行が猶予されたり罰金刑に処せられることで、刑務所に行くことなく社会に復帰する者も数多くいます。

札幌地方検察庁では、刑事政策推進室を設置し、起訴猶予となった者、また、執行猶予付き判決等により刑務所に行くことなく社会に復帰する者のうち、高齢、障がい、生活困窮等の事情により、自立が難しく、円滑な社会復帰には福祉・医療的支援が必要で、支援することによって再犯防止を期待できる者（以下「対象者」という。）について、福祉・医療機関につなぐ取組（入口支援）を行っています。

刑事政策推進室は、捜査や公判を担当している検察官から相談を受け、事件記録を読み、対象者が抱える問題を把握し、どのようにすれば円滑に社会復帰できるかを検討し、札幌保護観察所、北海道地域生活定着支援センター等と連携しながら、福祉・医療機関等と連絡調整を行って居住、就労、生活、医療等につなぐ支援を行っています。

札幌地方検察庁刑事政策推進室は、今後もこのような支援を積極的に行って再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりに寄与していきたいと考えています。



(2) 薬物等の依存症を有する人への支援等

現状と課題を踏まえた対応方針

- 全国で覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しており、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、覚醒剤取締法違反により受刑した人の約半数は、出所後5年以内に再び入所しています。
- 薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に薬物依存症の患者である場合もあるため、再犯を防止するためには薬物を使用しないよう指導するだけではなく、回復に向けた治療や支援を継続的に行うことが必要です。
- 国では、矯正施設や保護観察所による一貫した専門的プログラムの開発・実施のほか、地方自治体や医療機関、民間団体等との連携により、薬物依存からの回復に向けて一貫した支援等を行うための体制整備を進めていますが、薬物依存の問題を抱える人等への相談支援や治療等に携わる人材や機関は、いまだ十分とは言い難い状況にあります。
- また、薬物以外にも、アルコールやギャンブル等への依存により、うつ病などの健康問題や、多重債務や貧困といった経済的問題、家族との不和などの家庭問題が生じ、犯罪に追い込まれるケースもあります。
- 依存症は、欲求をコントロールできなくなる病気ですが、適切な治療や支援により回復できることから、依存症を正しく理解することが大切であるとともに、専門の機関による適切なサポートが必要です。
- 札幌市では、支援を必要とする方が適切なサービスを受けられるよう取組を進めています。

札幌市の取組

ア 依存症に関する治療・支援につなげる取組

取組名／取組内容	担当課
<p>20 札幌こころのセンターによる依存症相談＜継続＞</p> <p>依存の問題で困っている札幌市在住の方やその家族、関係機関からの相談に対応するため、札幌市依存症相談窓口を設置し、電話や面接による依存症からの回復のためのアドバイスや専門医療機関の案内を実施します。</p>	<p>保健福祉局 精神保健福祉センター</p> 

イ 関係機関との連携

取組名／取組内容	担当課
<p>21 依存症専門医療機関及び関係機関との連携<継続></p> <p>国の定める基準により、専門医療機関を選定し依存症に関する専門的な医療の提供を実施します。更に、依存症患者等に対する包括的な支援を実施するため、関係機関が密接な連携を図るとともに札幌市における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的として「札幌市依存症対策地域支援連携会議」を開催します。</p>	<p>保健福祉局 精神保健福祉センター</p>

ウ 依存症を有する人の家族に対する支援

取組名／取組内容	担当課
<p>22 【再掲】札幌こころのセンターによる依存症相談<継続></p> <p>依存の問題で困っている札幌市在住の方やその家族、関係機関からの相談に対応するため、札幌市依存症相談窓口を設置し、電話や面接による依存症からの回復のためのアドバイスや専門医療機関の案内を実施します。</p>	<p>保健福祉局 精神保健福祉センター</p> 

エ 依存症に関する適切な広報・啓発

取組名／取組内容	担当課
<p>23 依存症に関する普及啓発、情報提供<継続></p> <p>依存症に関する普及啓発のため、冊子、ちらし等を作成し、市民、関係機関等へ配布するとともに、ホームページ・SNS等に掲載し、情報発信を実施します。</p> <p>また、関係支援団体等からの連携依頼に応じ、団体等が作成した啓発物についても同様に情報発信を実施します。</p>	<p>保健福祉局 精神保健福祉センター</p>
<p>24 薬物乱用防止に関する啓発<継続></p> <p>北海道の「薬物乱用防止対策実施要綱」に基づき、地下鉄駅掲示板やチカホのビジョン等を活用し、薬物乱用防止に関する啓発を実施します。</p> <p>また、厚生労働省が展開する「薬物乱用防止キャンペーン」では、FMラジオ放送を通じて、市長による薬物乱用防止についての呼びかけを実施します。</p>	<p>保健福祉局 医療政策課</p>

コラム

札幌弁護士会からの寄稿

札幌弁護士会では、2021年11月から試行していたよりそい弁護士制度を、2023年4月に正式にスタートさせました。全国で、兵庫県、愛知県に次いで3番目の施行です。

よりそい弁護士制度は、罪を犯した方々が社会生活を送るうえで支障となっていることから関して、弁護士が代理人としてお手伝いをする制度です。利用できる主な手続には、下記のものがあります。

最も気になる弁護士費用は、利用される方々に負担いただいておりません。そのため「お金がないから…」ということを気にされる必要はありません。

実際、1年5か月の試行期間には30名くらいの方々からご利用をいただきました。札幌弁護士会としては、今後も、多くの関係機関の方々と連携を取り合い、この制度を大きく育てていきたいと考えています。

なお、依頼を受けた弁護士の活動費用は、現在のところ、札幌弁護士会が負担しています。罪を犯してしまった人が社会内で生活していくためには不可欠な支援ですので、再犯防止のためには、将来的には、国や地方公共団体の公的援助が期待されます（愛知県のよりそい制度は、自治体がその予算を支出するなど、行政側も弁護士会の活動を理解の上、積極的に連携しており、参考になります）。

札幌弁護士会よりそい弁護士活動スタート！

現状の問題点



矯正施設・保護観察所

- 法令で決められたこと以外できない
- 予算がない・機動性がない



地域定着支援センター

- 対象者が高齢者・障がい者に限定
- 帰住先調整が主な支援となる



福祉関係者

- 受刑者等に接した経験が無く抵抗感がある
- 矯正と福祉をつなげるルートは限られる



弁護士に出来ること

- 活動に制約がなくフットワークが軽い
- 刑事司法、更生保護、福祉の制度を理解している
- 刑事弁護を通じて対象者をよく知っている
- 矯正施設で面会しやすい



入所中～出所後の多様な支援ニーズ

帰住先確保の支援・帰住先との関係調整



障がい者手帳取得・年金免除申請



生活保護申請



被害弁償・被害者との和解



家族・学校・就労先との関係調整



DV/依存症の治療等への橋渡し



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

取組の内容

コラム

札幌市社会福祉協議会からの寄稿

社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、地域住民の困りごとの解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行う、市区町村、都道府県、指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

本会の基本的な事業は、次の5部門から構成され、実施しています。

地域福祉の推進

福祉のまち推進事業やボランティア活動、ふれあい・いきいきサロン等を通じて、住民による助け合い活動の支援、福祉のまちづくりに取り組み、地域福祉推進の中核的役割を担っています。

福祉サービス利用支援

生活福祉資金等の貸付や要介護認定調査、地域包括支援センター等を通じて、利用者等のサービス利用や地域生活支援に向けた相談・支援活動を行います。

在宅福祉サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）や居宅介護支援（ケアプラン作成）、通所介護（デイサービス）等の介護保険サービスを実施しています。

施設管理運営

札幌市から委託を受けている札幌市社会福祉総合センターや保養センター駒岡、老人福祉センター等の福祉関係施設を運営しています。

法人運営

社会福祉法人の運営に必要な総務や財務、人材育成、広報等の事務を行います。

犯罪をした人の中には、地域社会に戻っても、孤立し、再犯に至ってしまうことがあることから、本会としましては、地域住民や関係機関・団体とのネットワークを活用し、生活課題の解決に貢献できるよう努めてまいります。



地域見守りサポート
イメージキャラクター
まもりん